

秩父市での結婚新生活を応援します！

～新婚世帯の新居に係る住宅費及び引越費用を最大 60 万円補助します～

(補助対象)

住宅取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、リフォーム費用



(補助対象)

新婚生活のための
引越費用



秩父市結婚新生活支援事業補助金のご案内



対象となる世帯

(次のすべてに当てはまる夫婦)

- ☐ 令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ☐ 婚姻届を受理された日において、夫婦がともに 39 歳以下
- ☐ 令和 4 年中の夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満 (※目安：年収約 680 万円未満)
- ☐ 申請日において、夫婦のいずれかが補助の対象になる秩父市内の住宅に住所を有している
- ☐ 市税等の滞納がない
- ☐ 過去に夫婦双方が本補助金 (他自治体の同趣旨のものを含む) の交付を受けていない
- ☐ 市が指定する、結婚、妊娠・出産、子育て等に関する取組に参加をすること



補助額

住宅費用と引越費用の合計金額

- ・婚姻日において夫婦ともに 29 歳以下の場合、一世帯あたり上限 60 万円
- ・婚姻日において夫婦ともに 39 歳以下の場合、一世帯あたり上限 30 万円



補助対象となる経費

対象支払期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで (ただし、婚姻後に同居を始めた月から)

※前払家賃の場合、対象期間に支払ったものに限る。例：R6 年 3 月中に支払った、R7 年 4 月分は不可。

- ・婚姻を機に新たに取得または賃借する住宅に係る費用
 - 対象○ 住宅取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、リフォーム費用
 - ×対象外× 土地購入代、住宅ローン手数料、物件清掃代、更新手数料、火災保険料 等
- ・引越する際に要した費用
 - 対象○ 引越業者又は運送業者に支払った費用
 - ×対象外× 不用品の処分費用、レンタカーを借りての引越や知人等に依頼した費用



申請に必要な書類

申請に必要な書類は、秩父市ホームページからダウンロードいただけます ⇒



【記載が必要な書類】

- ☐ 秩父市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号、2号）
- ☐ 秩父市結婚新生活支援事業アンケート ※交付決定後にお渡し

【各種証明書】※発行手数料がかかります（★秩父市の場合、こちらの窓口で取得できます）

- ☐ 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本）（★市民課）
- ☐ 夫婦の住民票の写し（★市民課）（個人番号の記載がないもの）
- ☐ 夫婦の所得証明書または非課税証明書（所得課税証明書）（★市民税課）（令和5年1月1日に住所を有する市区町村で発行。）
- ☐ 夫婦の市税の滞納がないことを証明する書類（★収納課）（秩父市で発行）

【対象費用の支払いを確認できる書類】

- ☐ 新居の住居費を支払ったことを証する書類
 - 住宅取得の場合：売買契約書及び領収書等の写し
 - 住宅賃借の場合：賃貸借契約書及び賃料、礼金、共益費、仲介手数料に係る支払いがわかる領収書等の写し
- ☐ リフォームの契約書及び領収書等の写し
- ☐ 引越業者又は運送業者へ支払う引越に要する領収書等の写し

【該当する場合のみ添付】

- ☐ 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（奨学金返還証明書又は通帳等）
- ☐ 家賃や引越補助の金額がわかる書類 ※他の公的制度による家賃、引越補助を受けている場合



申請の流れ（補助金を受け取るまで）

補助金交付申請書を提出（申請期限：令和6年3月31日まで）申請はお早めに！



補助金交付決定通知書の受取 交付申請書を審査のうえ、交付・不交付決定通知書を郵送します。



補助金交付請求書を提出 交付決定通知書を受取後、すみやかに補助金交付請求書を提出してください。



補助金の受取 請求書に記載の口座へ補助金が振り込まれます。

※申請書の提出から、補助金の受け取りまで1ヶ月程度かかります。

※申請内容に変更が生じた場合は、下記、問合せ先に必ずご連絡ください。



申請受付・問合せ

受付期間：令和6年3月31日（金曜日）まで

受付時間：受付期間中の8:30～17:15まで（平日のみ）

受付場所：秩父市役所本庁舎3階 総合政策課

問 合 せ：秩父市 市長室総合政策課

〒368-8686 秩父市熊木町8番15号

電話：0494-22-2823（直通）、メール：seisaku@city.chichibu.lg.jp